

第30回厚生科学審議会がん登録部会

資料3

令和6年11月25日（月）

## 資料3

# 「全国がん登録 情報の提供マニュアル」の改訂について

厚生労働省 健康・生活衛生局  
がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 「全国がん登録 情報の提供マニュアル」の改訂について

- 第27回から第29回までのがん登録部会において、「中間とりまとめ」を踏まえた今後の対応等について検討してきたところ、運用の見直しを行うべき事項について、「全国がん登録 情報の提供マニュアル」を改訂することで一定程度対応する。併せて、これまでの情報提供や審議の状況を踏まえ、必要な見直しを行う。
- まず、令和6年度末を目途に改訂を行う。その後も必要に応じて改訂を行っていく。

## 主な改訂事項（令和6年度末を目途）

- 第27回から第29回までのがん登録部会において検討してきた事項**
  - ・ 法第20条の規定により提供される生存確認情報の取扱いに係る方針の明確化
  - ・ 全国がん登録情報等の国外提供に係る運用ルールの明確化
- その他、これまでの情報提供や審議の状況を踏まえ、見直しが必要となる事項**
  - ・ 利用者の範囲の明確化
  - ・ 「利用者（申請者）用」と「提供者（実務者）用」の分冊化
  - ・ 申出文書の利便性向上

# 「全国がん登録 情報の提供マニュアル」の改訂について

令和6年度末を目途に行う改訂の方針案は以下のとおり。

検討項目	現行マニュアルの課題	改訂方針（案）
<ul style="list-style-type: none"> <li>法第20条の規定により提供される生存確認情報の取扱いに係る方針の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第20条の規定により提供される生存確認情報の取扱いについて明記されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでのがん登録部会における議論を踏まえ、適切な安全管理措置のもと、第三者提供を可能とする場合の加工方法について明記する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>全国がん登録情報等の国外提供に係る運用ルールの明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国がん登録情報及び都道府県がん情報の国外提供に必要な要件や対応が不明確。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第29回がん登録部会において示した運用ルールを明記する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の範囲の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間とりまとめの「情報の利用範囲（民間事業者の利用可否）」において挙げられたとおり、利用者の範囲及びその基準が不明確。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>治療法や医薬品の開発等を通じ、広く一般国民の利益となることが期待できる場合など、民間事業者における情報の利用が可能であることが分かるよう、民間事業者を含めた利用者の範囲や利用できる場合の範囲を明記する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「利用者（申請者）用」と「提供者（実務者）用」の分冊化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行のマニュアルには、利用者、提供者それぞれが留意すべき点が混在しており、利便性が低い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの状況を踏まえ、申出の事前相談から利用、研究結果の公表まで、利用者に必要な内容をまとめたマニュアルと全国がん登録情報の提供実務者に必要な内容をまとめたマニュアルへ分冊化する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>申出文書の利便性向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申出文書に関する記載が、申出者にとって煩雑でわかりにくい記載がある。</li> <li>各種様式について、情報提供の審議に関する事務を考慮されていない点があり、事務負担の増加につながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申出者が作成しやすいよう、申出文書に係る記載を整備する。併せて、審議体制を考慮して様式の整備等を行い、情報提供に関する事務の効率化を図る。</li> </ul>

## （参考）がん登録推進法第17条に基づく国外提供のイメージ

- 国外にある第三者を直接の提供依頼申出者とする申出については、がん登録推進法に基づく安全管理措置等の実効性の担保について懸念があることから、現時点では提供を不可とし、引き続き慎重な検討を行う。

全国がん登録情報  
厚生労働大臣

提供不可



国外にある第三者

### 本対応方針案における、「国外提供」の考え方

- 第17条第1項第2号に該当する委託を受けた者等が外国政府又は日本が加盟している国際機関等の公的機関であって、かつ、委託等を行う国の行政機関若しくは独立行政法人が提供依頼申出者となり共同で責任を負う場合について、国外提供が可能。

全国がん登録情報  
厚生労働大臣

提供可能



提供先

国の行政機関若しくは  
独立行政法人

※提供依頼申出者

外国政府又は日本が加盟して  
いる国際機関等の公的機関

※第17条第1項第2号に該当

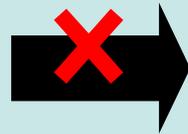
共同で責任を負う

## （参考）がん登録推進法第18条に基づく国外提供のイメージ

- 国外にある第三者を直接の提供依頼申出者とする申出については、がん登録推進法に基づく安全管理措置等の実効性の担保について懸念があることから、現時点では提供を不可とし、引き続き慎重な検討を行う。

都道府県がん情報  
都道府県知事

提供不可



国外にある第三者

### 本対応方針案における、「国外提供」の考え方

- すでに提供実績があるCI5やCONCORDについて、法施行後の2016年以降の診断症例に関しては、全国がん登録情報の提供を受けて利用を行うものとする。

都道府県  
がん情報

一括で対応



全国がん登録情報  
厚生労働大臣

提供可能



国の行政機関若しくは  
独立行政法人  
※提供依頼申出者

提供先

外国政府又は日本が加盟している  
国際機関等の公的機関  
※第17条第1項第2号に該当

共同で責任を負う

- 今後、CI5やCONCORD以外の事例が発生した場合、第18条第1項第2号に該当する委託を受けた者等が外国政府又は日本が加盟している国際機関等の公的機関であって、かつ、委託等を行う都道府県若しくは地方独立行政法人が提供依頼申出者となり共同で責任を負う場合について、国外提供が可能。

都道府県がん情報  
都道府県知事

提供可能



都道府県若しくは  
地方独立行政法人  
※提供依頼申出者

提供先

外国政府又は日本が加盟している  
国際機関等の公的機関  
※第18条第1項第2号に該当

共同で責任を負う